

# 消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

## 予防課

### 1 はじめに

消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、統括防火管理者の資格要件及び責務等について定めるほか、型式適合検定の方法を定める等所要の規定の整備を行う必要があることから、消防法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第262号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第91号。以下「改正規則」という。）及び消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成24年消防庁告示第12号。「以下「整理告示」という。）を策定し、平成24年10月19日に公布しましたので、以下、その概要をご紹介します。なお、改正令等の詳細については消防庁ホームページ（URL: <http://www.fdma.go.jp>）を参照してください。

### 2 改正の背景・経緯

改正法については、第180回国会（平成24年通常国会）に提出され、平成24年4月20日に参議院で可決され、続いて6月19日に衆議院で可決、成立し、6月27日に公布されました。

改正法においては、①雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化、②消防機関による火災原因調査権の拡大、③消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充、④消防用機器等の「検定」制度等の見直し等について、改正が行われました。

特に、①については、雑居ビル等について、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務付けるとともに、大規模・高層建築物等について、建築物全体の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選

任の義務付けを行いました。また、④については、「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化するとともに、自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務付けたところ

です。以上の改正に伴い、統括防火管理者の資格要件及び責務等について定めるほか、型式適合検定の方法を定める等、所要の規定の整備を行う必要があることから、消防法施行令等について改正を行ったものです。

なお、改正法による改正後の消防法（昭和23年法律第186号）を以下「法」と、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号）を以下「令」と、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を以下「規則」といいます。

### 3 改正後の消防法施行令の内容

#### 1. 統括防火管理者に関する事項

##### (1) 統括防火管理者の資格に関する事項（令第4条関係）

統括防火管理者の資格については、高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物の区分に応じ、防火管理講習の課程を修了した者等（表1参照）で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとします。

統括防火管理者の資格要件については、既存の防火管理者と同じ講習を受講することとし、新たに資格認定制度を創設することや新たな講習の義務を課すことはしません。

また、新たに防火管理者の資格を取る者に対しては、



表1 統括防火管理者の資格について

防火対象物	階数・収容人員・延べ面積	資格
①高層建築物（④に掲げるものを除く。）		
②—1：別表第1 ・(6) 項口 ・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存するものに 限る。）	・地階を除く階数が3以上 ・収容人員が10人以上	次のいずれかに該当する者 i) 甲種防火管理講習の課程を修了した者 ii) 大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者 iii) 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者 iv) i)～iii)に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの
②—2：別表第1 ・(1) 項～(4) 項      ・(5) 項イ ・(6) 項イ、ハ、ニ      ・(9) 項イ ・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存するものを 除く。）	・地階を除く階数が3以上 ・収容人員が30人以上	
②—3：別表第1 (16) 項口	・地階を除く階数が5以上 ・収容人員が50人以上	
②—4：別表第1 (16の3) 項		
③ 地下街（⑧に掲げるものを除く。）		
④高層建築物		
別表第1 ・(1) 項～(4) 項      ・(5) 項イ ・(6) 項イ、ハ、ニ      ・(9) 項イ ・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存する ものを除く。）	・延べ面積が300㎡未満	次のいずれかに該当する者 i) 乙種防火管理講習の課程を修了した者 ii) 上記の i)～iv) に掲げる者
別表第1 ・(5) 項口                  ・(7) 項 ・(8) 項                      ・(9) 項口 ・(10) 項～(15) 項      ・(16) 項口 ・(17) 項	・延べ面積が500㎡未満	
⑤別表第1 ・(1) 項～(4) 項      ・(5) 項イ ・(6) 項イ、ハ、ニ      ・(9) 項イ ・(16) 項イ（(6) 項口の用途に供される部分が存するものを 除く。）	・地階を除く階数が3以上 ・収容人員が30人以上 ・延べ面積が300㎡未満	
⑥別表第1 (16) 項口	・地階を除く階数が5以上 ・収容人員が50人以上 ・延べ面積が500㎡未満	
⑦別表第1 (16の3) 項（(6) 項口の用途に供される部分が 存するものを除く。）	・延べ面積が300㎡未満	
⑧地下街((6) 項口の用途に供される部分が存するものを除く。）	・延べ面積が300㎡未満	

その講習において、統括防火管理者の役割や権限に関する内容を盛り込むことが必要であることから、全国の消防機関等に周知していくこととします。

一方、既に防火管理者の資格を有する者に対しては、統括防火管理者の届出を所轄消防長又は消防署長が受理する際や立入検査などの機会を捉えて、今回の改正の内容を周知することとします。

**(2) 統括防火管理者の責務に関する事項（令第4条の2 関係）**

統括防火管理者の責務として、以下のことを定めることとしました。

- ① 統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこと。（第1項関係）

表2 統括防災管理者の資格について

防火対象物	階数・収容人員・延べ面積	資格
①：別表第1 ・(1)項～(4)項 ・(5)項イ ・(6)項～(12)項 ・(13)項イ ・(15)項 ・(17)項	次のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積が1万㎡以上 ・地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積が2万㎡以上 ・地階を除く階数が4以下で、延べ面積が5万㎡以上	次のいずれかに掲げる者 i) 甲種防火管理者講習の課程を修了した者又は大学若しくは高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科若しくは課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、防災管理に関する講習の課程を修了したもの ii) 大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業し、かつ、1年以上防火管理の実務経験を有する者で、さらに1年以上防災管理の実務経験を有するもの iii) 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あった者 iv) i)～iii)に掲げる者に準ずる者で総務省令で定めるところにより、防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの
②：別表第1 ・(16)項(①の用途に供される部分が存するものに限る。)	次のいずれかに該当するもの 地階を除く階数が11以上で、次に掲げるもの ・①の用途に供される部分の全部又は一部が、11階以上の階にあり、当該部分の床面積の合計が1万㎡以上 ・①の用途に供される部分の全部が10階以下の階にあり、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階にあり、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上 ・①の用途に供される部分の全部が4階以下の階にあり、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上	
	地階を除く階数が5以上10以下で、次に掲げるもの ・①の用途に供される部分の全部又は一部が5階以上の階にあり、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上 ・①の用途に供される部分の全部が4階以下の階にあり、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上	
③：別表第1 ・(16)の2)項	延べ面積が1,000㎡以上	

② 統括防火管理者は、①の消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わなければならないこと。(第2項関係)

③ 統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこと。(第3項関係)

統括防災管理者の資格については、防災管理講習の課程を修了した者等(表2参照)で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとし

て総務省令で定める要件を満たすものとし、統括防災管理者の資格要件については、既存の防災管理者と同じ講習を受講することとし、新たに資格認定制度を創設することや新たな講習の義務を課すことはしません。

また、今回の法改正の内容に関する周知については、統括防火管理者の場合と同様に行うこととします。

## 2. 統括防災管理者に関する事項

### (1) 統括防災管理者の資格に関する事項(令第48条の2関係)

### (2) 統括防災管理者の責務に関する事項(令第48条の3関係)

統括防災管理者の責務として、以下のことを定めることとしました。

- ① 統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこと。(第1項関係)
- ② 統括防災管理者は、①の消防計画に基づいて、避難の訓練の実施、当該防災管理対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行わなければならないこと。(第2項関係)
- ③ 統括防災管理者は、防災管理対象物の全体についての防災管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防災管理対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないこと。(第3項関係)

### 3. その他

平成22年5月に実施された公益法人事業仕分け（以下「公益法人事業仕分け」という。）での評価結果等を踏まえて、「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右東京大学名誉教授。以下「あり方検討会」という。）において、検定制度及び自主表示制度のあり方について総合的な検討を行いました。これらを踏まえて、改正法において「個別検定」の名称を「型式適合検定」に変更したことから、改正令においても同じく名称を変更する（第40条、別表第3関係）こととし、その他所要の規定の整備を行うこととしました。

### 4. 施行期日

改正法の施行期日に併せて、「3. その他」については、平成25年4月1日から施行することとし、それ以外については、平成26年4月1日から施行することとします。

## 4 改正後の消防法施行規則の内容

### 1. 統括防火管理者に関する事項

#### (1) 統括防火管理者の資格を有するものであるための要件

#### に関する事項（規則第3条の3関係）

改正令において、統括防火管理者の資格として、高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物の区分に応じ、防火管理講習の課程を修了した者等で、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとしたことから、総務省令で定める要件として、以下のことを定めることとしました。

- ① 管理権原者から、それぞれが有する権限のうち、当該防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。
- ② 管理権原者から、業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。
- ③ 管理権原者から、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況等について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

#### (2) 防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関する事項（規則第4条関係）

- ① 改正令において、統括防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出ることとしたことから、改正規則において、次に掲げる事項について、防火対象物の全体についての消防計画を作成し、管理権原者の確認を受けて、所轄消防長等に届け出なければならないこととします。(第1項関係)

- ア 防火対象物における各管理権原者の当該権原の範囲に関すること
- イ 防火対象物の全体についての防火管理業務の一部が委託されている場合における受託者の氏名、業務の範囲等に関すること
- ウ 消火、通報及び避難の訓練等の定期的な実施に関すること
- エ 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理等に関すること

オ 火災、地震等が発生した場合における消火活動等に関すること

カ 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造等の情報提供等に関すること

キ その他必要な事項

② 大規模地震対策特別措置法の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定することとしました。(第2項関係)

③ 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により推進地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定することとしました。(第4項関係)

④ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定により推進地域として指定された地域の統括防火管理者が定める消防計画の内容を規定することとしました。(第6項関係)

### (3) 統括防火管理者の選任又は解任の届出に関する事項(規則第4条の2関係)

法第8条の2第4項の規定による統括防火管理者の選任又は解任の届出については、別記様式第1号の2の2の2による届出書によって行うこととし、選任の届出にあっては、統括防火管理者の資格を証する書面を添付しなければならないこととしました。

## 2. 統括防災管理者に関する事項

### (1) 統括防災管理者の資格を有するものであるための要件に関する事項(規則第51条の11関係)

改正令において、統括防災管理者の資格として、防災管理講習の課程を修了した者等で、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとしたことから、総務省令で定める要件として、統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に関する規定(規則第3条の3)を準用することとします。

### (2) 建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に関する事項(規則第51条の11の2関係)

改正令において、統括防災管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防災管理対象物の全体についての防災管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出ることとしたことから、改正規則において、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画に関する事項は、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画に関する規定(規則第4条)を準用することとします。

### (3) 統括防災管理者の選任又は解任の届出に関する事項(規則第51条の11の3関係)

法第36条第1項において準用する法第8条の2第4項の規定による統括防災管理者の選任又は解任の届出は、統括防火管理者の選任又は解任の届出に関する規定(規則第4条の2)を準用することとします。

## 3. 検定対象機械器具等に関する事項

### (1) 型式適合検定の方法に関する事項

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、改正法において、「個別検定」の名称を「型式適合検定」に改め、その実施方法について総務省令で定めることとしたことから、改正規則において、型式適合検定の実施方法を以下のとおり定めることとしました。

① 型式適合検定の方法は、原則として、立会い方式による方法とします。(規則第34条の5第1項関係)

② 型式適合検定の申請書について、現行規定においては、別記様式第7号による申請書正副2通によってしなければならないこととしていますが、改正規則において、電磁的方法による場合を追加することとします。(規則第39条関係)

③ 型式適合検定は、日本消防検定協会又は登録検定機関(以下「検定協会等」という。)が指定した日時、場所で行うこととします。(規則第34条の5第2項関係)

④ 立会い方式による型式適合検定の方法については、検定協会等が指定した場所において、検定協会等の

職員の立会いの下に、日本工業規格に基づく抜取検査方式等を用いて、ロットごとに所要の数を抜き取り、検査を行うこととします。(規則第34条の6関係)

## (2) データ審査方式による型式適合検定の方法に関する事項

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、改正規則において、データ審査方式による型式適合検定の方法について、以下のとおり定めることとしました。

- ① 型式適合検定の方法について、製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして消防庁長官が定めるものについては、データ審査方式による方法とすることができることとします。(規則第34条の5第1項関係)
- ② データ審査方式による型式適合検定の方法に関する事項について、以下のとおり定めることとします。
  - ア データ審査方式による型式適合検定を受けようとする者はその旨を検定協会等に申請すること。(規則第34条の7第1項関係)
  - イ データ審査方式による型式適合検定を認める要件は、次に掲げるものとする。こと。(規則第34条の7第2項関係)
    - (ア) 直近の立会い方式による型式適合検定において、少なくとも10回以上連続して合格していること。
    - (イ) おおむね3ヶ月以内ごとに当該型式に係る型式適合検定が行われていること。
    - (ウ) 製造工場、事業所等において、品質を確保する管理体制が確立していること。
  - ウ 検定協会等は、データ審査方式による型式適合検定を行う場合には、申請者に対してその旨を通知すること。(規則第34条の7第3項関係)
  - エ データ審査方式による型式適合検定の手続については、以下のとおり行うこと。(規則第34条の7第4項関係)
    - (ア) 申請者は、製造工場等において、抜取検査方式を用いて、検定対象機械器具等のロットごとに所要の数を抜き取り、型式承認を受けた型式

に適合しているかどうかについて検査を行うこと。

- (イ) 申請者は、(ア)の検査結果を速やかに検定協会等に報告すること。
- (ウ) 検定協会等は、(イ)により報告された検査結果を確認し、その審査結果を速やかに申請者に通知すること。

## (3) 検定対象機械器具等についての試験に係る申請に関する事項 (規則第35条関係)

型式適合検定において的確に不良品を排除するためには、事前に検定協会等において製造工程及び社内試験体制の概要を確認することが必要であることから、検定協会等に対する型式承認に係る試験の申請に際し、「製造工程概要調書」と「社内における検査体制に係る調書」の添付を求めることとします。

## 4. 自主表示対象機械器具等に関する事項

### (1) 自主表示対象機械器具等の検査方法及び検査記録に関する事項 (規則第44条関係)

改正法において、自主表示対象機械器具等の検査方法については、総務省令で定める方法により検査を行うこととし、また、自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、総務省令で定めるところにより、検査記録を作成し、これを保存しなければならないこととしたことから、改正規則において、以下のとおり定めることとしました。

- ① 自主表示対象機械器具等の検査方法は、形状等が総務大臣に届け出た形状等及び設計図書に適合しているかどうかについて、適切な検査設備及び検査方法により確認することとします。(規則第44条第1項関係)
- ② 検査記録に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。こと。(規則第44条第3項関係)
  - ア 自主表示対象機械器具等の種類及び型式
  - イ 検査に用いた設計図書
  - ウ 検査の項目、内容及び判定方法
  - エ 検査を行った年月日及び場所

- オ 検査に使用した設備及び測定機器
  - カ 検査実施者の氏名
  - キ 検査を行った自主表示対象機械器具等の数量
  - ク 検査結果
  - ケ 設計図書、検査設備又は検査方法の変更履歴
- ③ 検査記録の保存期間は、検査の日から5年間とすること。(規則第44条第4項関係)
- ④ 電磁的方法により検査記録を作成、保存ができることとし、その場合には必要に応じ電子計算機等を用いて直ちに表示できるようにしなければならないこと。(規則第44条第5項関係)

## (2) 自主表示対象機械器具等の届出事項に関する事項(規則第44条の2関係)

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、今後、検定対象機械器具等の品目を見直すことを予定していますが、一方、全国消防長会からは、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保について要望がなされていることから、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出事項に、表示を付そうとする自主表示対象機械器具等が技術上の規格に適合するものであることを確認した書類を追加することとします。

## 5. その他

あり方検討会での検討結果等を踏まえて、改正法において「個別検定」の名称を「型式適合検定」に変更したことから、改正規則においても同じく名称を変更することとし、その他所要の規定の整備を行うこととします。

## 6. 施行期日

改正法の施行期日に併せて、改正規則は、平成25年4月1日から施行することとし、「1. 統括防火管理者に関する事項」及び「2. 統括防災管理者に関する事項」については、平成26年4月1日から施行することとします。

## 5 改正後の関係告示の内容

改正法において、高層建築物等で管理権原が分かれて

いる防火対象物について、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に当該防火対象物全体についての消防計画の作成等の業務を行わせること等としたことから、以下の告示において、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式及び防火対象物の点検基準に係る事項等について、所要の規定の整備を行うこととします。

- (1) 消防法施行規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成14年消防庁告示第8号)
- (2) 消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号、第3号及び第7号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成14年消防庁告示第12号)
- (3) 消防法施行規則第51条の12第2項の規定において準用する同規則第4条の2の4第3項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成20年消防庁告示第19号)
- (4) 消防法施行規則第51条の14第3号及び第4号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件(平成20年消防庁告示第22号)

## 6 おわりに

今回の改正令、改正規則及び整理告示については、消防法の施行に併せて、平成25年4月1日(統括防火管理者・統括防災管理者に関する事項については、平成26年4月1日)から施行されることから、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成24年10月19日付け消防予第388号消防庁次長通知)、「消防法の一部を改正する法律等の運用について」(平成24年10月19日付け消防予第389号消防庁予防課長・消防技第60号消防庁消防技術政策室長通知)を地方公共団体に通知したところであり、今後とも、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を進めていく予定です。

### 問合わせ先

消防庁予防課 福西・松浦  
TEL: 03-5253-7523